

東京農工大学連携リング規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (委員会の構成)                      第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。                      (1) 農学研究院副院長                      (2) 工学研究院副院長                      (3)・(4) (略)                      2 (略)</p>	<p>本則                      (委員会の構成)                      第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。                      (1) 農学研究院副院長 <u>又は農学府副府長</u>                      (2) 工学研究院副院長 <u>又は工学府副府長</u>                      (3)・(4) (略)                      2 (略)</p>	

附 則(平成29年4月24日教規程第11号)

この規程は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。